【　　-　　】

景観計画適合確認表

　景観法及び福島市景観条例に基づく届出に伴い、下記のとおり、景観計画適合確認表を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
| 行為の場所 | 福島市 |
| 該当項目 | ■Ａ　共通事項（※必須） |
| **□**Ｂ「建築物」・「工作物」に関する景観に配慮すべき事項 |
| **□**Ｃ「開発行為」・「土地の形質変更」に関する景観に配慮すべき事項 |
| **□**Ｄ「物件の堆積」に関する景観に配慮すべき事項 |
| **□**Ｅ「色彩」に関する景観に配慮すべき事項 |

備考

※該当する**□**をチェックしてください。（塗りつぶし可）

　※建築物又は工作物に該当する場合のみ**□**Ｅをチェックしてください。

　※次ページ以降の「具体的な配慮事項」の欄は、特に配慮した内容があれば記載して

ください。

**Ａ　共通事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観配慮事項 | チェック欄 |
| Ａ-① | 地域の歴史・伝統文化をはじめとする景観特性を十分に生かし、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ａ-② | “福島らしさ”の現れた景観を構成する要素となる資源を保全し、地域の景観まちづくりに貢献するよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ａ-③ | 市民共有の素晴らしい景観を眺望できる場所では、視点場の保全・創出に努めること。また、素晴らしい景観への眺望の妨げとならないよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ａ-④ | 山あいの集落や温泉郷では、自然環境との調和に努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ａ-⑤ | 地域の植生を生かした生垣の設置や行為地内の緑化に努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ａ-⑥ | 設計に当たり、日差しの変化、夜景等を考慮すること。また、遠景・中景・近景等の見え方について十分検討すること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |

**Ｂ　建築物・工作物**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観配慮事項 | チェック欄 |
| Ｂ-① | 建築物等は、周辺の住宅地や樹林地から突出しない高さとすること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-② | 建築物等は、周辺環境と調和した自然素材※１を積極的に取り入れること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-③ | 中心市街地では、歩行者に開かれた公開空地※２の積極的な確保に努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-④ | 屋上等の設備機器類は、建築物本体との色彩の調和を図るとともに、目隠し等の措置を講じること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-⑤ | 壁面や屋上、敷地内への広告物の設置は必要最小限とし集約すること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-⑥ | 大型店舗や周囲から突出する工作物等は、過剰な照明が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｂ-⑦ | 窓ガラスや太陽光パネルは、光沢や反射を抑えた材料を使用するとともに位置や量に配慮すること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |

備　考

※１　木材、石材、土など、従来の建材として幅広く利用されている材料

※２　一般に開放され、自由に通行・利用できる空間

**Ｃ　開発行為、土地の形質変更**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観配慮事項 | チェック欄 |
| Ｃ-① | 行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かし、地形の改変は必要最小限とすること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｃ-② | 長大な法面や擁壁は避け、法面が生じる場合は緩勾配とし、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｃ-③ | 擁壁は、垂直擁壁を避け、高さは必要最小限とすること。また、安易な描画等を避け、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｃ-④ | 調整池の整備に当たり、周囲の緑化、あるいはフェンスを用いる場合は景観色※３を採用するなど、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｃ-⑤ | 行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |

備　考

※３　こげ茶、薄灰茶、濃灰色などの国で定める景観に配慮した色彩

**Ｄ　物件の堆積**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観配慮事項 | チェック欄 |
| Ｄ-① | 行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、目隠し等の措置を講ずること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｄ-② | 高さは、低く抑え、整理整頓に努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| Ｄ-③ | 行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |

**E　色　彩**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観配慮事項 | チェック欄 |
| １．周辺環境と調和した色の配色・組み合わせの工夫 |
| E-① | 複数の色彩を用いる場合は、対比的なアクセントカラー※１（強調色）の使用は必要最小限とするよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-② | 大規模な外壁を擁する建築物等は、中高層部は高明度、低層部は中低明度の色彩を用いるなど、配色を工夫するよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-③ | 極端なストライプの配色、スポット状（水玉状）の配色、不規則な迷彩色等の配色は、避けるよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-④ | 複数のタイル等をランダムに貼り付ける場合は、全てが色彩推奨値に適合するよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| ２．自然との調和に配慮 |
| E-⑤ | 建築物等は、山あいや緑を背景とする場所では、極端に暗い色や明るい色は避けるよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-⑥ | 公園・緑地等に隣接した場所や街路樹が連なる場所では、周辺の緑に溶け込みやすい中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| ３．市民共有の眺望に配慮 |
| E-⑦ | 高層建築物等の中高層部分は、背景となる山並みや青空に溶け込むよう、高中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-⑧ | 素晴らしい見通し景観が望める場所では、周辺の街なみに溶け込むような色彩とするよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| ４．地域特性として慣例的に使用されている素材の色彩に配慮 |
| E-⑨ | 建築物等には、自然素材の色彩を生かすよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| E-⑩ | 歴史的建造物の周辺などでは、伝統的な素材※２の色彩を生かすよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |
| ５．公共標識の視認性に配慮 |
| E-⑪ | 交通標識などの安全性に関わる公共標識は、周辺から目立つように高彩度の色彩が用いられているため、それらの周辺では標識が視認できるよう高彩度の色彩の使用を減らすよう努めること。 | **□**はい　**□**いいえ**□**非該当 |
| （具体的な配慮事項） |

|  |
| --- |
| 【色彩推奨値】 |
| 次頁に示す「色彩推奨値」から外れる色彩を使用していますか。 | **□**使用している**□**使用していない |
| ※使用している場合の理由　**□**コーポレートカラー**□**アクセントカラー（強調色）　**□**法令等に基づく景観検討を実施した　　（根拠法令等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　**□**その他 |

備　考

※１　面積のバランスという観点から、全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役

割を持つ色

※２　大切な文化遺産を残していくために必要な素材（漆喰・土壁等の左官材料、レンガ、和瓦など）

【色彩推奨値】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色　相 | 明　度 | 彩　度 |
| **赤（R）、黄赤（YR）**※右図① | **２**以上**９**以下 | **６**以下 |
| **黄（Y）**※右図② | **４**以下 |
| **黄緑（GY）～赤紫（RP）**※右図③ | **２**以下 |
| **無彩色（N）** | － |

**色彩推奨値**

**（参考）マンセル表色系による色彩推奨値**

**10**

**10**

**10**

**10**

**10**

**10**

**10**

**10**

**10**

※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります。

図　色彩基準の範囲（壁面）

**10**

**10**